

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

八街市下水道事業運営審議会(案)の意見を募集

市では、下水道事業の円滑な運営を行うために、有識者や下水道使用者の方々から意見を伺う「八街市下水道事業運営審議会」を設置する条例を制定します。

この条例(案)に対して、市民の皆さんから広く意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施するとともに説明会を開催します。

《パブリックコメント》

募集期間

11月2日(月)～12月1日(火)

閲覧場所・日にち

・下水道課(月曜～金曜日、祝日を除く)

・公文書公開コーナー(毎日)

・中央公民館、図書館、スポーツプラザ(開館日)

・市ホームページ

意見の提出ができる方

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内に事務所、事業所、法人、その他の団体がある方
- ・本案件に利害関係のある方

年金から住民税を天引きします

4月1日現在、公的年金を受け取っている65歳以上で、前年中の年金所得に対する住民税の納付義務がある方は、住民税を年金から天引き(特別徴収)します。この制度により、市役所や金融機関などに出向むことなく納付することができ、手間が省けます。

※公的年金以外の収入に対する

意見の提出方法

氏名、団体名(所属している場合のみ)、住所、電話番号を市指定の書面に記入し、下水道課へ持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出するか、閲覧場所に設置する意見投函箱に入れてください。

※郵送の場合、12月1日(火)までに必着。

提出先

〒289・1192

八街市八街ほ35番地29

FAX 442・6416

E-mail gesuido@city.yachimata.lg.jp

《説明会》

11月15日(日)

午前10時～11時

場 市役所第1会議室(申込不要)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送、メール、FAXによる提出にご協力をお願いいたします。

下水道課

443・1440

る住民税は、今までと同じように給与からの天引きや納付書での納付となります。

※前年度から継続して年金からの天引きをしていない方で、初めて年金からの天引きの対象になる方は、10月から天引きします。

課税課

443・1116

地域公共交通確保維持に向けた勉強会を実施

市では、平成27年度に策定した「地域公共交通網形成計画」が令和2年度までとなり、次期計画の策定作業を進めています。

地域公共交通に関する認識を深めるとともに、次期計画の参考とするために勉強会を開催します。

※新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を設けています。また、感染拡大の状況により、中止する場合があります。

勉強会日時・会場

10月31日(土)

午前10時30分～正午

八街市八街ほ35番地29

FAX 444・0815

E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp

市では、各種障害手帳をお持ちの方、希望される方を対象に、体調が悪い時に誰かを呼ぶ場合や救急受診する際に、救急隊や医療関係者にご自身の情報を少しでも多く伝えられるように、かかりつけ医、緊急連絡先、お薬情報などが記載できる「救急医療情報シート」を作成しました。

救急医療情報シートをご利用ください

救急受診する際に、痛みなどで動くことができなかつたり、混乱して、うまくご自身の情報を伝えられないことがあるかもしれません。

そんな時、救急医療隊の方に「救急医療情報シート」がある場所を伝えれば、すぐに

場 八街中学校体育館

10月31日(土)

午後2時～3時30分

場 二州小学校体育館

対 市内在住・在勤・在学の方

定 各回60人程度(先着順)

申 住所、氏名、連絡先を電話、FAX、Eメールのいずれかで企画政策課へ申し込み。

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

10月23日(金)

学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的の一つとしており、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供するために、食材の購入や調理、配送などさまざまな課程を経ています。

保護者の皆さまが納めている学校給食費は、「食材の購入費のみ」に充てており、施設の整備費や人件費、光熱水費などは、市が負担しています。

銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、児童・生徒を通して納入通知書をお渡しします。

納入通知書の裏面に記載している各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで学校給食費の支払いをお願いいたします。

経済的に学校給食費の支払いが困難な方は、家族の収入状況に応じて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課(443・1446)にご相談ください。

学校給食センター

444・1181

特別な理由もなく、納入指導にも応じない悪質な長期滞納者には、法的措置として簡易裁判所への支払督促申立てを行い、保護者間の公平性の確保に努めています。

保護者の皆さまには、学校給食の意義をご理解いただきまして、納め忘れがないか再度確認していただくとともに、遅延がないようお願いいたします。

電話催告の発信専用番号

312・6155

電話催告の内容は、音声ガイダンスで本人確認を行ったのち、学校給食費未納などの説明と納付勧奨です。

289・1192

八街市八街ほ35番地29

FAX 443・1114

E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp

希望される方は、障がい福祉課で配付しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

障がい福祉課

443・1649

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

救急医療情報シートをご利用ください

八街市ホームページのバナー広告を募集中

八街市では、ホームページの広告媒体としての有効活用と財源確保のため、トップページの下部にバナー広告を掲載しています。このバナー広告に、掲載を希望する事業所を募集しています。

掲載期間

各月1日～末日(1カ月)

※複数月でも掲載できます。

広告掲載料

1枠 月10000円

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/40.html

秘書広報課

443・1112

